

ICT活用工事に関するFAQ

令和7年4月時点



国土交通省

関東地方整備局

1. 全般的な内容

- 1-1. 関東地方整備局におけるICTの問合せ先はどこか
- 1-2. ICT活用工事に関連する資料の掲載場所はどこか
- 1-3. ICT土工(1,000㎡以上)、ICT土工(1,000㎡未満)は施工箇所毎に使い分けるのか
- 1-4. ICT活用工事において対象土質は定められているか
- 1-5. 押土はICT活用工事の対象か
- 1-6. TS・GNSSを用いた盛土の締固め回数管理におけるまき出し時の建設機械による転圧は締固め回数に含むか
- 1-7. ICT土工(1,000㎡未満)とICT小規模土工に品質管理(TS・GNSSを用いた締固め回数管理)は適用されないか
- 1-8. 工期が複数年度に渡るICT活用工事の活用効果等に関する調査票はどのタイミングで提出するか
- 1-9. ICT活用工事の実績証明書はあるか
- 1-10. i-Constructionロゴマークを使用したい

2. 3次元設計データ作成

- 2-1. 3次元設計データを再度作成する場合その分の費用は計上されるか

3. ICT建設機械による施工

- 3-1. ICT建設機械経費加算額は損料と賃料どちらにあたるか
- 3-2. ICT建設機械の質量が20t以上の場合その運搬日数分にもICT建設機械経費加算額を加算するか
- 3-3. 施工幅員4.0m未満の盛土工にICT土工を適用できるか
- 3-4. ICT活用工事積算要領に定められていないICT建設機械を使用した場合は設計変更の対象となるか
- 3-5. 1現場で複数のICT建設機械を使用した場合システム初期費は複数分計上するか
- 3-6. ICT舗装工(修繕工)でMG建設機械によって施工した場合も全ての段階でICTを活用した工事と同等に加点評価できるか

4. 3次元出来形管理等の施工管理

- 4-1. 計測機器の計測性能をJSIMA115に基づく試験成績表で確認する場合は精度確認試験が必要か
- 4-2. モバイル端末を用いた出来形管理はどの工種に適用できるか
- 4-3. ICT浚渫工における「井桁測線による水深差による精度確認(鉛直精度)」の確認方法がよくわからない
- 4-4. ICT舗装工におけるTLSIによる出来形管理は全層で行うのか
- 4-5. ICT舗装工における「厚さ管理を実施した際に用いた直下層データ」とはどの層を指すのか

5. 3次元データの納品

- 5-1. 従来施工部分は「3次元データの納品」の対象になるか
- 5-2. 納品する点群データは点群処理ソフトウェアによるデータ処理が必要か
- 5-3. 3次元測量データを数量算出に利用しない場合は起工測量時の計測点群データの納品は不要か

6. 要領関係

【ICT活用工事実施要領関係】

- 6-1. 発注者指定型がある工種とない工種の違いは何か
- 6-2. 発注方式が施工数量で決まる場合の考え方の例を見たい
- 6-3. 施工箇所が点在する工事でICTを活用する場合の発注方式を決める施工数量は点在する施工箇所毎の施工数量と合計の施工数量どちらで判断するか
- 6-4. 複数ICT工種で発注方式が混在する場合の公告資料はどのような記載になるか
- 6-5. 施工者希望 I 型に該当するが総合評価落札方式で「ICT施工技術の活用」を設定できない場合どうすればいいか
- 6-6. 契約後に受注者からICT作業土工(床堀)の活用希望があった場合はICT作業土工(床堀)単独でも活用していいか
- 6-7. ICT活用工事の対象にない工種・工法でICTを活用した場合はICT活用工事となるか
- 6-8. 契約後にICT対象工種が拡大され受注者からICT活用希望があった場合は適用していいか
- 6-9. 施工プロセス②④⑤に①又は③を追加した場合も簡易型ICT活用工事となるか
- 6-10. 路盤工のみでICT活用した場合もICT舗装工となるか
- 6-11. 表層と基層はICT舗装工の対象となるか
- 6-12. 受注者の責によりICT施工が実施されなかった場合の工事成績評価はどうなるのか
- 6-13. 発注者の責によりICT施工が実施されなかった場合の工事成績評価はどうなるのか
- 6-14. ICT活用工事と簡易型ICT活用工事の工事成績評価における処置の違いはあるか
- 6-15. 施工プロセスを満たせなかった場合どのような扱いになるか

【ICT活用工事積算要領関係】

- 6-16. ICT施工用機器を自社保有する場合でもシステム初期費を計上するか
- 6-17. 3次元起工測量・3次元設計データ作成費用には間接費が含まれるか
- 6-18. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用の補正はICT工種毎に計上するのか
- 6-19. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用の補正対象となる条件はあるか
- 6-20. 簡易型ICT活用工事においても3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上するか
- 6-21. 施工箇所が点在する工事でICTを活用する場合どのような積算になるか

Q.

関東地方整備局におけるICTに関する問合せ先はどこか。

A.

関東地方整備局の「ICTメールセンター」をご活用ください。

https://www2.ktr.mlit.go.jp/cgi-bin/form.cgi?form.template=ict_mail.html

Q.

ICT活用工事に関連する資料の掲載場所はどこか。

A.

以下URLに掲載されています。

ICTに関する要領関係(国土交通本省HP)

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

関東地方整備局作成のICT施工資料集(関東地方整備局HP)

https://www.ktr.mlit.go.jp/dx_icon/iconst_00017.html

Q.

例えば、土工量 $5,000\text{m}^3$ で掘削量が 500m^3 の箇所と $4,500\text{m}^3$ の箇所で分かれる土工事においてICTを活用する場合、掘削量 500m^3 箇所にはICT土工($1,000\text{m}^3$ 未満)掘削量 $4,500\text{m}^3$ 箇所にはICT土工($1,000\text{m}^3$ 以上)と、分けて適用することになるか。

A.

掘削の施工数量が 500m^3 程度と $4,500\text{m}^3$ 程度で分かれるのであれば、それぞれICT土工($1,000\text{m}^3$ 未満)とICT土工($1,000\text{m}^3$ 以上)の積算要領を適用することになります。

Q.

ICT活用工事における対象土質は定められているか。

A.

ICT活用工事では定めておらず、土木工事標準積算基準書で定めている対象土質に基づくこととなります。

Q.
押土はICT活用工事の対象か。

A.
押土はICT活用工事の対象となりません。

Q.

TS・GNSSを用いた盛土の締固め回数管理について、まき出し時のまき出しに用いる建設機械による転圧は締固め回数に含むか。

A.

「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」にあるとおり、試験施工において、まき出し完了から締固め完了までの仕上がり面の高さ差分を確認することで締固め回数等を設定するため、まき出し時のまき出しに用いる建設機械の転圧は締固め回数に含みません。

Q.

ICT活用工事(土工)実施要領においては「品質管理(TS・GNSSを用いた締固め回数管理)」の記載があるが、ICT土工(1,000m³未満)とICT小規模土工の実施要領には記載がないのはなぜか。

A.

ICT土工(1,000m³未満)とICT小規模土工は土工量の少なさから盛土を想定していないため、「品質管理(TS・GNSSを用いた締固め回数管理)」の記載がありません。

仮に、ICT土工(1,000m³未満)とICT小規模土工で盛土を実施する場合、品質管理(TS・GNSSを用いた締固め回数管理)で生産性向上が見込めるのであれば実施して構いません。

ただし、令和7年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に関しては、すべてICT土工の実施要領を適用するため、1,000m³未満、小規模土工に関わらず実施可能となります。

Q.

ICT活用工事の活用効果等に関する調査について、工期が複数年度に渡る場合、どの時点で調査票を提出するか。

A.

ICT活用工事の活用効果等に関する調査については、該当するICT活用工事の施工プロセスが全て完了した時点で調査票を提出することになります。

詳細については監督職員にお問い合わせください。

Q.
ICT活用工事の実績証明書はあるか。

A.
関東地方整備局ではICT活用工事の実績証明書を発行していません。

Q.

i-Constructionロゴマークを使用したい。

A.

i-Constructionロゴマークの使用にあたって、事前の使用申請などは求めませんが、i-Constructionロゴマーク使用マニュアルにある使用例等を参考として、i-Constructionの取組の普及・促進を目的としてご使用ください。

本ロゴマークは商標登録が認められており、上記の目的から著しく逸脱していると思われる使用方法の場合は、使用の差し止めをお願いすることがあります。

以下URL(国土交通本省HP)にi-Constructionロゴマーク使用マニュアルが掲載されており、画像のダウンロードも可能です。

https://www.mlit.go.jp/tec/i-construction/i-con_consorrtium/rogo_document.html

Q.

3次元設計データを再度作成した場合、その分の費用は計上されるか。

A.

現場条件の大幅な変更等により、3次元設計データを再度作成する必要がある場合は(軽微なものを除く)、根拠資料等により妥当性を確認し、適正な費用を計上することになります。

「現場条件の大幅な変更等」の例

- 測量場所の交通量が想定より多く、手間がかかってしまった。
 - 想定より衛星受信状況が悪く、手間がかかってしまった。
 - 災害等で地形が変動し、再度測量する必要性が生じた。
- ※その他、発注者の責によるもの等は適宜受発注者間で協議することになります。

Q.

ICT建設機械経費加算額は損料と賃料どちらにあたるか。

A.

ICT建設機械経費加算額(損料加算額及び賃料加算額)は賃料にあたります。

Q.

土木工事標準積算基準書では「質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬は共通仮設費における率に含まれず積上げるものとする。なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。」となっているため、ICT建設機械の質量が20t以上の場合、ICT建設機械の運搬日数分にもICT建設機械経費加算額(賃料・損料)を加算することになるか。

A.

土木工事標準積算基準書に基づき、ICT建設機械の質量が20t以上の場合、ICT建設機械の運搬日数分にもICT建設機械経費加算額(賃料・損料)を加算することになります。

Q.

土木工事標準積算基準書における土工（ICT）の路体（築堤）盛土（ICT）の適用範囲は施工幅員4.0m以上と定められているが、ICT土工で施工幅員4.0m未満の盛土工を施工する場合どうすればよいか。

A.

土木工事標準積算基準書における土工の路体（築堤）盛土の代表機労材規格で、施工幅員4.0m未満は施工機械が振動ローラ又はバックホウとなっていますが、ICT土工における盛土工の施工機械はICTブルドーザになるため、ICT土工の施工プロセス「ICT建設機械による施工」は、施工幅員4.0m未満の盛土工に対応していません。

そのため、発注者指定型での当初積算において、施工幅員4.0m未満の盛土はICT積算ではなく見積りによる積算となります。

Q.

ICT活用工事積算要領に定められていないICT建設機械を使用して施工した場合、設計変更の対象となるか。

A.

ICT活用工事積算要領で定めたICT建設機械は標準的な考えです。

ICT施工において設計図書で施工方法を定めていない限り施工方法は任意であり、実施工で積算と異なるICT建設機械を使用したとしても設計変更の対象とはなりません。

但し、現場条件等の事情により、これに限らない場合は受発注者間での協議の上、設計変更の対象となります。この場合、見積りによる積算となります。

Q.

1現場で複数のICT建設機械を使用した場合、ICT活用工事積算要領における「システム初期費」は複数分計上するか。

A.

土木工事標準積算基準書 第2章②2. 2-7(2)(二)にあるとおり、1工事当り使用機種毎に一式計上とします。

施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当り使用機種毎に一式計上とします。

(例)

1工事で複数機種 of ICT建設機械(例えばバックホウ1台とブルドーザ1台)を使用した場合、バックホウで1式、ブルドーザーで1式、システム初期費を計上することになります。

1工事で同機種複数台 of ICT建設機械(例えばバックホウ2台)を使用した場合、台数や細かい規格にかかわらず、バックホウで1式システム初期費を計上することになります。

ただし、令和7年4月1日以降に入札書提出期限を設定している工事に関しては、受注者の責によらず、ICT建設機械での連続作業が出来ない場合は、監督職員と協議のうえ、複数計上可能となります。

Q.

ICT活用工事(舗装工(修繕工))実施要領 3-2 に「また、ICT活用施工を実施の上で、施工者の提案によりICT建設機械として3次元MC路面切削機の活用がなされた場合は、全ての段階でICTを活用した工事と同等に加点評価できる。」とあるが、こちらはMGの場合にも適用されるか。

A.

ICT活用工事(舗装工(修繕工))実施要領で定めている施工管理システムを搭載したICT建設機械により施工した上で、施工履歴データを用いた出来形管理を実施すればMGでも適用されます。

ただし、令和7年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に関しては、3次元MC、3次元MG建設機械または3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械による施工が必須となります。(ICT建設機械の調達が困難な場合、現場条件によりICT建設機械による施工が困難又は非効率な場合を除く)

Q.

計測機器の計測性能をJSIMA115に基づく試験成績表で確認できる場合、精度確認試験は不要か。

A.

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)令和6年3月版」各編「計測性能及び精度管理」のとおり、JSIMA115に基づく試験成績表を監督職員に提出することで精度確認試験を省略可能です。

Q.

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)令和6年3月版」における、土工編と土工(1,000m³未満)・床掘工・小規模土工・法面整形工編の両方にモバイル端末に関する記載があるが、ICT小規模土工においてモバイル端末を用いた出来形管理を実施する場合、どちらが適用されるのか。

A.

ICT小規模土工においてモバイル端末を用いた出来形管理を実施する場合、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)令和6年3月版」第14編 第9章「モバイル端末を用いた3次元計測技術(多点計測技術)の適用」が適用されます。

なお、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)令和6年3月版」各編の「適用の範囲」のとおり、土工編の適用工種は「1箇所あたりの施工規模が1,000m³以上となる土工区分」、土工(1,000m³未満)・床掘工・小規模土工・法面整形工編の適用工種は「1箇所あたりの施工規模が1,000m³未満となる土工区分」となります。

ただし、令和7年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に関しては、「(参考)モバイル端末等を活用した施工管理要領」を参照してください。

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

Q.

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)令和6年3月版」第5編「音響測深機器の精度確認試験実施手順書(案)」における「a. 井桁測線による水深差による精度確認(鉛直精度)」の確認方法がよくわからない。

A.

井桁測線の縦と横の重複部を1m×1mメッシュで分割し、縦と横の水深差が±100mm以内か確認することになります。

例えば、井桁測線の縦と横の重複部が5m×5mの場合は、この範囲を1m×1mメッシュに25分割し、それぞれのメッシュで確認することになります。

※1m×1mメッシュ(3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第5編 第5章 参照)

※±100mm以内(3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第5編 音響測深機器の精度確認試験実施手順書及び試験結果報告書 参照)

Q.
ICT舗装工におけるTLSによる出来形管理は全層で行うのか。

A.
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」第3編 第5節「出来形管理」のとおり、管理対象面の全ての範囲で3次元座標値を取得し出来形管理することになります。
厚さでの管理、標高較差での管理、いずれかを選択できます。

Q.

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)令和6年3月版」第3編 第8章 第1節における「厚さ管理を実施した際に用いた直下層データ」とはどの層を指しているか。

A.

例えば、出来形管理(面管理)で表層を厚さで管理する場合、表層と基層のデータが必要となり、直下層は基層となります。

Q.
従来施工の部分は施工プロセス「3次元データの納品」の対象となるか。

A.
従来施工の部分は施工プロセス「3次元データの納品」の対象となりません。

Q.

電子成果品として提出する計測点群データ(ポイントファイル)は、点群処理ソフトウェアによるデータ処理前のポイントデータでいいか。

A.

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)令和6年3月版」第1編 第3章【計測点群データ(ポイントファイル)】のとおり、電子成果品として提出する計測点群データ(ポイントファイル)は、点群処理ソフトウェアによるデータ処理前のポイントデータとなります。

Q.

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)令和6年3月版」各編「電子成果品の作成規定」における「数量算出」に、3次元計測データを数量算出に利用した場合は起工測量時の計測点群データ(ポイントファイル)を電子成果品として提出する旨の記載があるが、数量算出に利用しなかった場合は起工測量時の計測点群データの電子成果品としての提出は不要ということか。

A.

原則、電子成果品としての起工測量時の計測点群データ(ポイントファイル)の提出は不要です。

なお、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)令和6年3月版」各編「電子成果品の作成規定」における「数量算出」のとおり、3次元計測データを数量算出に利用した場合は起工測量時の計測点群データ(ポイントファイル)も電子成果品として提出することになります。

Q.

発注者指定型がある工種とない工種の違いは何か。

A.

ICT活用工事実施要領における発注者方式は、技術や機械の市場性、工事規模等を総合的に判断し決めています。

Q.

ICT活用工事実施要領の施工プロセスに「(選択)」と記載されているICT工種があるが、これは何を表しているのか。

A.

従来手法とICTを活用した手法のどちらか一方を選択可能というものです。

Q.

施工箇所が点在する工事でのICT活用において、施工数量に応じて発注方式が異なる場合、それぞれの設計書における施工数量と、合計の施工数量、どちらで判断するか。

A.

それぞれの施工箇所の施工数量を比較し、最も施工数量の大きい箇所の施工数量が基準となります。

Q.

複数工種でICTを活用する工事で、発注方式が発注者指定型と施工者希望型で混在する場合、公告資料の記載はどのようになるか。

A.

複数工種でICTを活用する場合、公告資料の記載対象とする工種を1つに絞ることになります。

基本は、確実に生産性向上が見込めつつ受注者がインセンティブを得られる発注者指定型を優先しますが、工事の特性や主たる工種等の事情を考慮し施工者希望型を優先する等、適宜判断することになります。

Q.

工事が施工者希望Ⅰ型に該当するが、総合評価落札方式の評価項目に「ICT施工技術の活用」を設定できない場合どうすればよいか。

A.

その場合、ICT活用工事実施要領の内容に限らず、施工者希望Ⅱ型での発注となります。

Q.

ICT作業土工(床堀)はICT土工の関連工種とし単独発注は行わないことになっているが、土工がなく作業土工がある工事において契約後に受注者から作業土工でのICT活用希望があった場合どうすればよいか。

A.

その場合、ICT作業土工(床堀)を単独で活用して構いません。

但し、ICT活用工事(作業土工(床堀))積算要領は、ICT土工と併せた発注を想定しており適用できないため、見積りによる積算となります。

ただし、令和7年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に関しては、施工者希望Ⅱ型による単独発注が可能となります。

積算においては、ICT作業土工(床掘工)の積算要領が適用可能となります。

Q.

ICT活用工事実施要領の対象にない工種・工法においてICTを活用した場合、ICT活用工事となるか。

A.

可能な限りICTを活用することは問題ございませんが、ICT活用工事実施要領の対象にない工種・工法においては、ICT活用工事として認められません。

但し、実施要領の「工事成績評価における措置」にあるとおり、創意工夫における【施工】「ICT活用工事加点」として、起工測量から電子納品までのいずれかの段階でICTを活用（電子納品のみは除く）すれば、加点される場合もあります。

Q.

発注時はICT活用工事の対象ではなかったが、契約後にICT活用工事の工種拡大により対象となり、受注者からICT活用の希望があった場合、ICT活用工事となるか。

A.

ICT活用工事実施要領の「発注方式」にあるとおり、ICT活用工事として発注していない工事において受注者からICT活用の希望があった場合、ICT活用工事として事後設定できるものとし、事後設定後は施工者希望Ⅱ型と同様の取り扱いとなります。

Q.

ICT土工における簡易型ICT活用工事では、施工プロセス「3次元設計データ作成」、「3次元出来形管理等の施工管理」、「3次元データの納品」が必須となっているが、そこに「3次元起工測量」又は「ICT建設機械による施工」を実施しても、簡易型ICT活用工事となるか。

A.

ICT土工においては、施工プロセスの「3次元設計データ作成」、「3次元出来形管理等の施工管理」、「3次元データの納品」を最低限満たしていれば、簡易型ICT活用工事となります。

ただし、令和7年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に関しては、ICT土工の全てのプロセスでの実施が必須となり、簡易型ICT活用工事の適用は廃止となります。

Q.
ICTを活用したのが路盤工のみでもICT舗装工として認められるか。

A.
ICTを活用したのが路盤工のみでもICT舗装工として認められます。
ただし、表層までの各層における出来形管理は必須となります。

Q.

表層と基層はICT舗装工の対象となるか。

A.

基層と表層についても、国土交通省ではICT活用工事の対象となります。

但し、ICT建設機械による施工においては、路盤工 (ICT) のみ対象となり、出来形管理は起工測量から表層までの一連の流れで対象としております。

仮に、基層と表層のみを対象とする舗装工の場合、基層と表層は現場条件等に関わらずICT建設機械を使用しない想定で施工プロセス「ICT建設機械による施工」を満たさないため、ICT活用工事にはなりません。

その場合、「ICT建設機械による施工」以外（「3次元データの納品」のみは除く）を満たしても、ICT活用工事ではないため工事成績評定の加点は1点となり、見積りによる積算となります。

Q.

受注者の責によりICT施工が実施されなかった場合の工事成績評価は発注方式で異なるか。

A.

受注者の責によりICT施工が実施されなかった場合の工事成績評価は下記のとおりです。

【発注者指定型】

⇒減点あり

【施工者希望Ⅰ型】

⇒発注時の総合評価落札方式において、ICT活用で評価されたにもかかわらずICTを活用しなかった場合は減点あり。

【施工者希望Ⅱ型】

⇒減点なし

ただし、令和7年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に関しては、ICT土工、ICT河川浚渫での工事成績評価の加点措置は廃止となります。(発注者指定型で加点措置を講じるのは、ICT舗装工のみ)

詳細はICT活用工事実施要領の「工事成績評価における措置」をご確認ください。

Q.

発注者の責によりICT施工が実施されなかった場合、工事成績評価における減点対象となるか。

A.

発注者の責によりICT施工が実施されなかった場合、発注方式にかかわらず工事成績評価における減点対象となりません。

Q.

ICT活用工事と簡易型ICT活用工事で工事成績評定における処置に違いはあるか。

A.

ICT活用工事(土工)実施要領の「工事成績評定における処置」にあるとおり、ICT活用工事では2点、簡易型ICT活用工事では1点の加点となります。

ただし、令和7年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に関しては、ICT土工の全てのプロセスでの実施が必須となり、簡易型ICT活用工事の適用は廃止となります。

Q.

ICT活用工事の条件として求められる施工プロセスを満たせなかった場合、どのような扱いになるか。

A.

原則、ICT活用工事の条件として求められる施工プロセスを満たせなければICT活用工事として認められません。

但し、実施要領の各施工プロセスに「従来手法でも可」、「現場環境によっては受発注者間で協議」等の記載がある場合は、その限りではありません。

また、実施要領の「工事成績評価における措置」にあるとおり、創意工夫における【施工】「ICT活用工事加点」として、起工測量から電子納品までのいずれかの段階でICTを活用（電子納品のみは除く）すれば、加点される場合もあります。

Q.

ICT活用工事積算要領における「システム初期費」の内容は「ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用」とあるが、施工業者がICT施工用機器を自社で保有し、賃貸業者から借りない場合、「システム初期費」の計上は不要となるか。

A.

現状、施工業者がICT施工用機器を自社で保有する場合でも、現場でのセットアップ、キャリブレーション等、賃貸業者による衛星関係等の作業が生じるため、システム初期費は計上することになります。

Q.

ICT活用工事積算要領における「3次元起工測量・3次元設計データ作成費用」は間接費を含むか。

A.

ICT活用工事積算要領における「3次元起工測量・3次元設計データ作成費用」は、間接費を含みます。

よって、積算時は各間接費の対象外となります。

Q.

ICT活用工事積算要領における、共通仮設費率と現場管理費率への補正は、ICTを活用する工種毎に計上するか。

A.

土木工事標準積算基準書 第I編 第2章にある共通仮設費と現場管理費の考え方と同様、ICT活用工事積算要領における共通仮設費率と現場管理費率への補正は1工事に1式計上となります。

Q.

ICT活用工事積算要領における「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の共通仮設費率、現場管理費率の補正対象となる条件は何か。

A.

ICT活用工事積算要領における「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の共通仮設費率、現場管理費率の補正係数は、3次元座標値を面的に取得する機器を用いて出来形管理を実施する場合に適用の対象となります。

但し、適用対象となる出来形管理手法は、ICT活用工事積算要領の「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」に定められているため、詳細は各工種の積算要領をご確認ください。

(例えば、施工履歴データを用いた出来形管理は適用の対象となりません。)

Q.

ICT活用工事積算要領における「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」は、簡易型ICT活用工事の場合も計上するか。

A.

簡易型ICT活用工事の場合も、ICT活用工事積算要領における「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の共通仮設費率、現場管理費率の補正係数は、3次元座標値を面的に取得する機器を用いて出来形管理を実施する場合に適用の対象となります。

但し、適用対象となる出来形管理手法は、ICT活用工事積算要領の「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」に定められているため、詳細はそちらをご確認ください。(例えば、施工履歴データを用いた出来形管理は適用の対象となりません。)

なお、令和7年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に関しては、ICT土工の全てのプロセスでの実施が必須となり、簡易型ICT活用工事の適用は廃止となります。

Q.
ICT活用工事で施工箇所が点在する場合、どのような積算になるか。

A.
土木工事標準積算基準書 第I編 第11章「施工箇所が点在する工事の積算」に基づくこととなります。